R3

（Ｎｏ．25）　次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1 ．開発許可を受けた開発区域内の土地について用途地域等が定められているときは、当該開発行為に関する工事が完了した旨の公告があった後に当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築する場合であっても、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
- 都計法42条１項ただし書

2 ．市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、仮設建築物を新築する場合は、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
- 都計法43条１項三号
  - 同法施行令36条の８第三号

3 ．市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、既存の建築物の敷地内に、附属建築物である木造、平家建ての車庫を建築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
- ✕
- 都計法52条の２第１項一号
- 同法施行令36条の８第三号

4 ．準都市計画区域内において、博物館法に規定する博物館の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が 5,000 m2のものについては、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
- 都計法29条１項三号
- 同法施行令21条十七号

R2

（Ｎｏ．24）　次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1 ．地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、６か月間使用するイベント用の仮設建築物の建築を行おうとする者は、当該行為に着手する日の 30 日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。
- 都計法58条の２第１項一号
- 同法施行令38条の5第二号イ
- ✕

2 ．市街地開発事業の施行区域内において、地階を有しない鉄骨造、地上２階建ての一戸建ての住宅を改築しようとする者は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
- 都計法53条１項　同法施行令37条

3 ．市街化調整区域内における地区整備計画が定められた地区計画の区域内において、当該地区計画に定められた内容に適合する病院の建築の用に供する目的で行う開発行為は、所定の要件に該当すれば、都道府県知事の許可を受けることができる。
- 都計法34条十号

4 ．開発区域の面積が 10 haの開発行為に係る開発許可の申請に当たっては、一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有するものは、当該開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる。
- 都計法31条
- 同法施行規則18条、19条一号へ

R元

（Ｎｏ．24）　次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1 ．都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、平家建ての飲食店を新築する場合は、 原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
- 都計法53条１項一号
- 同法施行令37条

2 ．都市計画区域内において、延べ面積 1,500 m2の仮設興行場の建築の用に供する目的で行う開発行為は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ✕
- 都計法29条1項十一号
- 同法施行令22条一号

3 ．市街化区域内において、病院の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が5,000 m2 のものについては、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 都計法29条1項一号
- 同法施行令19条1項

4 ．地区整備計画が定められている地区計画の区域内で、当該地区計画に建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限が定められている場合において、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の変更をしようとするときは、原則として、当該行為に着手する日の 30 日前までに、所定の事項を市町村長に届け出なければならない。
- 都計法58条の２第1項
- 同法施行令38条の４第二項

H29

（Ｎｏ．24）　次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、既存の建 築物の敷地内で車庫、物置その他これらに類する附属建築物を建築する場合は、都 道府県知事の許可を受ける必要はない。
- 都計法43条1項五号
- 同法施行令35条一号

2、都市計画施設の区域内において、地階を有しない木造、地上２階建ての建築物を改 築する場合は、都道府県知事等の許可を受ける必要はない。
- 都計法53条1項一号
- 同法施行令37条

3、開発許可を受けた開発区域内において、都道府県知事の許可を受ける必要のない軽 微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならな い。
- 都計法35条の２第３項

4、地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、仮設の建築物の建築を 行おうとする者は、当該行為に着手する日の 30日前までに、行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出なければならない。
- ✕
- 都計法58条の２第1項一号
- 同法施行令38条の５第二号イ

H30

（Ｎｏ．24）　次の記述のうち、都市計画法上、誤っているものはどれか。

1．都市計画区域又は準都市計画区域内において、図書館の建築の用に供する目的で行う開発行為で、その規模が 4,000 m2のものについては、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ✕
- 都計法29条1項三号
- 同法施行令21条十七号

2. 市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における仮設建築物の新築については、都道府県知事の許可を受ける必要はない。
- 都計法43条1項三号

3．都市計画施設の区域内において、地階を有しない鉄骨造、地上２階建ての建築物を改築する場合は、原則として、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
- 都計法53条1項
- 同法施行令37条

4. 地区整備計画が定められている地区計画の区域内において、建築物等の用途の変更を行おうとする場合に、用途変更後の建築物等が地区計画において定められた用途の制限及び用途に応じた建築物等に関する制限に適合するときは、当該行為の種類、場所、着手予定日等を市町村長に届け出る必要はない。
- 都計法58条の２第1項
- 同法施行令38条の４第一号

都市計画法

- 第３章　都市計画制限等
  - 第１節　開発行為等の規制
    - 開発行為の許可
      - 都計法29条1項一号　同法施行令19条1項
      - 都計法29条１項三号　同法施行令21条十七号
      - 都計法29条1項十一号　同法施行令19条1項
    - 設計者の資格
      - 都計法31条　同法施行規則18条　19条一号へ
    - 都計法34条十号
    - 変更の許可等
      - 都計法35条の２第３項
    - 開発許可を受けた土地における建築等の制限
      - 都計法42条１項ただし書
    - 開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限
      - 都計法43条１項三号　同法施行令36条の８第三号
      - 都計法43条1項五号　同法施行令35条一号
  - 第１節の２　田園住居地域内における建築等の規制
    - 都計法52条の２第１項一号　同法施行令36条の８第三号
  - 第２節　都市計画施設等の区域における建築等の規制
    - 建築の許可
      - 都計法53条１項　同法施行令37条
  - 第３節　風致地区内における建築等の規制
    - 建築等の規制
      - 都計法58条の２第１項一号
        - 同法施行令38条の5第二号イ
        - 同法施行令38条の４第一号
        - 同法施行令38条の４第二項
- 第１章　総則
  - 都計法１条（目的）
  - 都計法５条第2項（都市計画区域）
  - 都計法５条の２（準都市計画区域）
- 第２章　都市計画
  - 第１節　都市計画の内容
    - 都計法７条（区域区分）
      - 市街化区域
      - 市街化調整区域
    - 都計法８条（地域地区）
    - 都計法12条の４（地区計画等）